

揖斐川町の定住化の促進と 少子化対策

住宅が建てやすく安心して子育てができるまち
揖斐川町は、新築住宅の建築を支援し、
子どもを安心して産み育てることができる
独自のサービスを提供しています。

定住化の 促進

新築住宅建設等奨励金制度

新規

町内に新築住宅を建築すると奨励金を交付します。

- 実施期間 平成21年度～平成23年度[3年間]
- 奨励金交付要件 揖斐川町内で、平成21年4月1日～平成24年3月31日までの間に新築し、または新築の専用住宅を購入し、入居した者
- 奨励金額 **10万円**（ただし、町内の建設業を営む者と契約した場合さらに10万円を加算。また、町内産の木材を使用した場合はさらに10万円加算（最高30万円））
- その他 申請は7月以降に受付予定

新築住宅に対する固定資産税の減免制度

新規

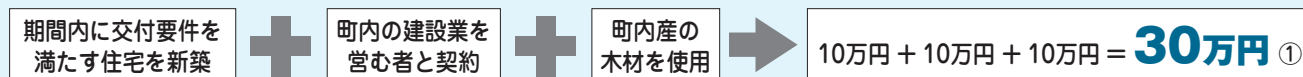
一定の要件に該当する新築住宅に対する固定資産税を3年間減免します。

- 対象となる要件 平成21年1月2日以降に新築された住宅（床面積50～280平方メートル）
- 減額される額 固定資産税の2分の1の額
（国の制度と併用することで、一戸当り、床面積120平方メートル分に限り固定資産税が3年間「0円」になります。）
※120平方メートルを超える部分は減額されません。

例えば

- 平成21年7月に新築住宅を町内の業者へ発注 ●平成21年12月中旬に住宅が完成
- 平成21年12月下旬から住居開始 ●木造 2階建 延床面積200平方メートル、評価額2,000万円 の場合

新築住宅建設等奨励金の額



新築住宅に対する固定資産税の減免額

減免される額のイメージ

個人負担分	
国の軽減制度(既存) 8.4万円×3年間 =25.2万円	80平方メートル分 120平方メートル分が3年間減額 $2,000万円 \times \frac{1.4}{100} \times \frac{120m^2}{200m^2} \times \frac{1}{2} \times 2 = 168,000円$
町単独制度(新規) 8.4万円×3年間=25.2万円	16.8万円 × 3年間 = 50.4万円 ②

※3年に一度、家屋の評価替えを実施しますので、建築年により金額の変更が生じます。また、減免の開始時期は、翌年度となります。



上記の場合で揖斐川町の制度を活用すると…① + ② = **80.4万円分 お得になります。**
(金額は、あくまでも一例です。詳しくは、お問い合わせください。)

新築住宅建設等奨励金に関するお問い合わせ先

揖斐川町役場総務部政策広報課

TEL22-2111

新築住宅に対する固定資産税の減免に関するお問い合わせ先

揖斐川町役場総務部税務課

TEL22-2111

妊婦健康診査・超音波検査の費用を助成しています 拡充

妊婦及び乳幼児の健康保持、増進のため、妊婦健康診査・超音波検査に係る費用の一部を助成しています。

■対象者

町内に住所を有する妊婦

■助成を行う健診項目

ア 問診及び診察(超音波検査を除く)

イ 血圧・体重測定

ウ 尿化学検査

エ 超音波検査(1回分)

■助成金額(平成21年度)

妊婦健康診査…**5,000円(13回)**

妊婦健康診査と超音波検査…**10,300円(1回)**

■受診場所 全国の医療機関と助産所

【お問い合わせ先】

揖斐川保健センター Ⅱ23-1511

すこやかベビー祝い金事業

継続

次世代育成、児童の健全な育成を図るため、「すこやかベビー祝い金」を贈っています。

■対象者

平成18年4月1日以降に出産され、出産日以前に町内に6か月以上住所登録があり、出産後引き続き1年以上居住すると見込まれる方。

■祝い金額

5万円(出産子1人につき)

【お問い合わせ先】

揖斐川町役場子育て支援課 Ⅱ22-2111

特定不妊治療費を助成しています 継続

この制度は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる特定不妊治療(体外受精および顕微授精)に要する費用の一部を助成し、不妊治療にかかる経済負担を軽減するものです。

■対象者

助成の対象者は、次の全てに該当する方です。

- 1 法律上の婚姻している夫婦であり、対象治療法以外の治療によっては妊娠の見込みがないか又はきわめて少ないと医師に診断された方
- 2 ご夫婦のいずれか一方又は両方が町内に住所を有する方

■対象となる治療

体外受精及び顕微授精(医師の診断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合についても含みます)

※ 以下の治療法は助成の対象となりません。

- 1 夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療
- 2 代理母
- 3 借り腹

■治療する医療機関

岐阜県知事が指定する指定医療機関

■助成の内容

特定不妊治療に要した費用に対して、**1年あたり10万円を限度に通算5年間助成**します。(保険外診療である特定不妊治療費を助成します。)

【お問い合わせ先】

揖斐川保健センター Ⅱ23-1511

新生児聴覚検査費を助成しています 継続

聴覚障がい、赤ちゃんのうちに発見し、適切な支援をしてあげることによって、成長発達を促すことができると言われています。町では、新生児聴覚検査費の一部を助成しています。

■検査の方法

生後1～2日目の入院中の赤ちゃんを対象に、自然睡眠中に頭に専用の器具を貼りつけて、ささやき声くらいの小さな音を聞かせて、音が聞こえたときに出る脳波の一種を検査します。

■助成金額

検査費用は医療機関によって異なりますが、約7,000円です。そのうち町では、**3,000円を助成**しています。

【お問い合わせ先】

揖斐川保健センター Ⅱ23-1511

